Ｒ６．４．２０

１　税理士の使命

税理士法　第１条（税理士の使命）

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

国が税理士制度を設けている目的は、人格及び能力について、ともに適切な者が納税義務者の代理等の業務に従事し、納税義務者の信頼に応えて、法律に定められた納税義務が正しく履行され得るように努めることにより、申告納税制度の円滑、かつ、適正な運営に資することにある。

税理士法は税理士業務が、このような社会的公共的な性格を有するものであることを前提として、税理士業務を税理士のみが営める独占的業務とすることにより、税理士に対し、職業上の特権を与え、同時に、これに伴う義務を課することとしている。

税理士には納税義務者の委嘱を受けてその業務を行うに際しては、納税義務者あるいは税務当局のいずれにも偏しない独立した公正な立場を堅持すべきことが特に要求されている。

２　無償独占

税理士法　第５２条（税理士業務の制限）

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

別段の定め

①　臨時の税務書類の作成（法５０条）

②　通知弁護士等が行う税理士業務（法５１条）

弁護士法　第３条

１　略

２　弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。

③　行政書士が行う税務書類の作成（法５１条の２）

税理士法　第２条（税理士の業務）

　税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一　税務代理（略）

二　税務署類の作成（略）

三　税務相談（略）

基本通達　５２－１（税理士でないものが多数の法人等の使用人の地位を占めている場合）

　税理士でない者が、相当多数の法人又は個人の使用人の地位を占め、法第２条第１項各号に掲げる事務を反復継続して行っている場合においては、その者が真に納税者の使用人であるかどうかを判定し、実際は納税者の使用人ではないが、法を免れるために名目上納税者の使用人として当該事務を行っていると認められる場合は、法第５２条に抵触するものとして取り扱うこととする。

　法５２条が税理士業務の無償独占といわれる規定であり、無償であったとしても税理士以外の者は税理士業務を行うことができず、税務代理・税務申告に関して助言等をしてはいけない。

　弁護士法　第７２条

　弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、～　、　その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。

　公認会計士法　第４７条の２

　公認会計士又は監査法人でない者は、法律の定めがある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第２条第１項に規定する業務を営んではならない。

　社会保険労務士法　第２７条

　社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第２条第１項第１号から第２号までに掲げる事務を業として行ってはならない。

司法書士法　第７３条

司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く。）は、第３条第１項第１号から第５号までに規定する業務を行ってはならない。

行政書士法　第１９条

行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第１条の２に規定する業務を行うことができない。

３．社会公共的使命

税理士法　第５０条（臨時の税務書類の作成等）

国税局長（地方税については、地方公共団体の長）は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があった場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士又は税理士法人以外の者に対し、その申請により、２月以内に期限を限り、かつ、租税を指定して、無報酬で申告書等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することができる。ただし、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び公益社団法人又は公益財団法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。

税理士法施行令　第１４条

法第５０条第１項ただし書に規定する政令で定める法人その他の団体は、農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合及び商工会とする。

申告時期等、税務事務が一時的に集中することにより、本来、人数の制限されている税理士が平素に比して一層不足することになるような場合に、納税者、殊に零細納税者に対するサービスが不足することを防止する等の観点から、税理士以外の者に、しかも非営利的な立場で税理士業務を限定的に行

うことを認める趣旨であり、租税の税目の指定は、原則として申告所得税及び個人事業者の消費税に限定する。また、許可を受けた者については、税理士法上の書類を作成したときの署名押印の義務（法３３条２項、４項)、脱税相談等の禁止（法３６条)、秘密を守る義務（法３８条）が準用されることとされている。

小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項（三者協定）

昭和３８年１０月３０日
全国青色申告会総連合会長　林　慶之助
日本税理士会連合会会長　前田　幸蔵
国税庁長官　木村　秀弘

我が国の申告納税制度は､納税者自身による申告の他には､税理士の関与､青色申告会の指導、税務署の納税相談等によって支えられてきたが、特に小企業納税者については､記帳から申告までの一貫した積極的な指導に欠けるところがあった。

このようなことは､申告納税制度の今後の健全な発展の上からみて好ましくないので､この際､これらの納税者のために､税のよき相談の場を提供し､記帳から申告にいたる一貫した、かつ、継続的な指導を行うことが特に必要であり、これはまたこれらの納税者の求めるところであると思われる。

このような目的にそい、小企業納税者の要望に応えるため、全国青色申告会総連合、日本税理士会連合会および国税庁は、下記の施策を行うことを了解する。

記

一　全国青色申告会総連合および日本税理士会連合会は、その組織を通じ青色申告会の機能および税理士の職能に応じて相協力し、その地の実情に即した方法により、小企業納税者に対する記帳、決算から申告に至るまでの一貫した指導（特に必要がある場合は記帳代行を含む）を可及的速やかに実施する。

二　国税庁は、上記施策に対しできる限りの支援、協力を行う。また、関係機関を通じて特殊法人たる商工会議所および商工会に対して協力を求める。

三　全国青色申告会総連合および日本税理士会連合会ならびに国税庁は上記一の施策の円滑な実現を図るため、それぞれの組織を通じ、必要に応じ協議会を設け諸般の問題を協議する。

いわゆる三者協定における了解事項の趣旨等

1　協議会は、小企業納税者に対し、記帳から申告までの一貫した税務指導を行うための具体策を協力する機関であり、税務指導を実施する機関ではない。

2　「青色申告会の機能」とは、青色申告制度の向上と適正納税の実現を目的として税務知識の普及、自主記帳の推進運動等を行うものである。

3　「税理士の職脳に応じて」とは、税理士は税理士法第2条の本来の業務を行うことによって協力するものであり、この業務は税理士以外の者は行えないことを意味する。

4　上記業務のうち「税務書類の作成」及び「税務相談」の意義は次のとおり了解する。

イ　税務書類とは、申告書、申請書、請求書等税務官公署に提出する書類及びこれに添付する書類をいう。故に例えば、申告書に添付する決算書、勘定内訳書、収支計算書、上申書及び嘆願書等はすべて税務署類である。

ロ　税務計算の目的で納税者の帳簿類を作成し、又は記帳指導する行為は、税務相談に応じたことと認められ、税理士法違反となる（大阪高裁判決昭和２５年(う)第２６７７号）

昭和３８年当時、全国青色申告会総連合は、政府の諮問機関である税制調査会の税理士制度特別部会に対し、税理士法第５０条の拡大又は改正をして、「個人事業者のための税務書類の作成、税務相談は、青色申告会においても行えるようにして頂きたい。」との要望書を提出し、また、国税庁内部においても、これを容認する意見が台頭してきた。

税理士会は、税理士制度の理念から、これらの例外規定を創設することは適当でないとし、また、これを恒常的な制度に拡大しようとする動きは、税理士法の立法精神を踏みにじるものであるとして強く反対を表明した。

その後、国税庁、日税連及び全青色の三者間で協議が行われ、昭和３８年１０月３０日に「小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項」が締結された。

この三者協定は、小企業納税者に対する記帳から申告に至る一貫した、かつ、継続的な指導を実施することを目的として、三者間における協力体制を取り決めたものであり、その実施に当たっては関係機関と通じて特殊法人たる商工会議所及び商工会に対して協力を求めることとされている、

憲法　第３０条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

税理士法　第４９条の２（税理士会の会則）

１　略

２　税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一～八　略

九　委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定

十～十二　略

税理士法　第３９条（会則を守る義務）

税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

日税連会則　第６０条（会則等の遵守）

税理士会の会員は、税理士に関する法令、本会の会則及び税理士会の会則、規則等を遵守しなければならない。

日税連会則　第６６条（税務支援の実施）

税理士会は、本会の定めるところにより、次の各号に掲げる税務支援を実施しなければならない。

（１）税務援助（小規模納税者に対する税務支援をいう。）

（２）税務指導（前号以外の者で本会が指導を必要と認める納税者に対する税務支援をいう。）

２　略

３　税理士会の会員は、本会及び所属する税理士会が実施する税務支援に従事しなければならない。

４　税理士会の会員は、所属する税理士会から前項の従事の要請があった場合は、病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。

東京会会則　第４０条（会則等の遵守）

会員は、税理士に関する法令、連合会の会則並びに本会の会則及び規則等を遵守しなければならない。

東京会会則　第６３条（税務支援）

本会は、連合会の会則に規定に従い、次の各号に掲げる税務支援を実施する。

１．　税務援助（小規模納税者に対する税務支援をいう。）

２．　税務指導（前号以外の者で本会が指導を必要と認める者に対する税務支援をいう。）

２　略

３　会員は、本会及び連合会が実施する税務支援に従事しなければならない。

４　会員は、本会から前項の従事の要請があったときは、病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。

国民の三大義務である教育、勤労、納税のうち納税義務は我が国の貴重な歳入の根幹をなすとともに、憲法は厳格な租税法律主義を規定している。

この租税法律主義に立脚した納税義務の正しい履行を規定する憲法の思想を受け、税理士の使命は税理士法第１条で規定され、税理士業務が憲法に定める国民の義務の履行にかかわる租税を扱う点において、まさに社会公共的使命そのものであり、当然のことながら税理士に対し崇高な使命を要求している。税理士が申告納税制度のもと、納税義務者の納税義務を適正に実現することによって、税理士制度は国民の絶大な信頼を得ることとなる。

国民の中には、納税義務が発生しながらも、税理士報酬を支払う資力に乏しい経済的弱者も存在する。この経済的理由を有する納税者に対処するため、税理士法第４９条の２第２項第９号に会則の絶対的記載事項として社会公共性に立脚した施策である税務援助事業が規定された。

さらに、年金受給者の申告等の増加、消費税の免税事業者の課税売上高の引き下げによる課税事業者の増加や還付申告者への対応等、国民の置かれた時代背景に基づき税理士の自主的な施策である社会貢献としての税務指導事業を規定した。

税理士は、税理士業務が社会公共的な性格を有することを自覚し、それゆえに税務支援制度の義務化が存在することを理解しなければならない。